別紙2

平成16年度事務事業評価調書（新規用）

北広島市

整理番号	1-8	事務事業名	市民参加条例策定事業	作成部署	企画調整課 地方分権担当	電話	内線741
事務区分	■自治事務　□法定受託事務	部長職名	市川洋一	課長職名	岩泉功一	作成日	H16．9月
事務事業開始年度	H17	根拠法令等					
〃 終了予定年度	H18						
事務事業の概要	市民参加条例素案を、公募による市民、学識経験者、各種関係機関の代表者で組織する条例策定委員会を設置して、検討過程をすべて市民に公開するとともに、アンケート、パブリックコメント、ワークショップ、フォーラム等を実施するなど、広範な市民参加により作成する。 ①学識経験者3名、公募市民5名、関係機関2名で組織する策定委員会を設置。 ②公募市民の研修、月1回ペースでの策定委員会開催。 ③アンケート（サンプル数1000件）、パブリックコメント、フォーラム等の実施。 ④策定期間はH17.9～H18.11。						

計　画

上位施策との関連（総合計画での位置付け）	総合計画(第1次実施計画)	□ あり ■ なし	
	章	いきいきとした交流と連携のまち	（第　3　章）
	節	開かれた市政	（第　5　節）
	施策	市民との協働	（第　1　施策）
目　的（ここから成果指標を導きます）	対　象（誰、又は何を）	市民、職員	
	意　図（何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか）	市民参加の基本理念及びしくみ等を条例化することで、市民の市政運営の様々な分野に参加する制度保障、職員の意識改革を図り、市民参加を推進し、より幅広い市民の英知を反映した市政運営を行う。	
手　段（ここから活動指標を導きます）	市が行う事務事業の具体的な実施内容（※補助金等の場合は団体等の活動内容）	17年度	①市民委員の公募　②市民参加の現状まとめ ③条例策定定員会の開催（4回）　④公募委員等の視察研修 ⑤市民アンケートの実施（サンプル数1000件）　⑥市民アンケートのまとめ
		18年度	①条例策定委員会の開催（7回）　②フォーラム開催 ③市民意見募集（ワークショップ、パブリックコメン等）　④第1次素案（中間報告まとめ） ⑤最終素案（最終報告まとめ）　⑥素案の条例原案化
		19年度	
		20年度以降	

【費用の予定額】

（単位：千円）

	区　分	17年度	18年度	19年度	20年度以降［毎年］
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	958	892		
	①合　計	958	892	0	
人　件　費（概算）	②人　数（年間）	1.00	1.00		
	③1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	
	④＝②×③	9,000	9,000	0	
総　事　業　費 ①＋④		9,958	9,892	0	

整理番号	1-8

評　価

【事務事業を評価する指標（ものさし）】

指　　標	指　　標(算式)	指　　標　　値			
		17年度目標値	18年度目標値	19年度目標値	最終目標値
活動指標（事務事業の活動量や実績）	策定員会開催回数	4回	7回		
	アンケート実施（サンプル数1000件）	1回			
	フォーラム開催		1回		
成果指標（目的の達成度を測るものさし）	策定に関しては指標の設定は困難				

【1次評価】　担当部局の評価

項　目	判　定	理由･方法等
市が実施する必要性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	■市が実施すべき事務事業である □民間等への移管は可能であるが当面行政で実施すべきである □民間等で実施すべきである	市政への市民参加制度の条例制定であり、市が主体的に実施すべき事業である。
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	■妥当である □概ね妥当である □妥当でない	市民参加制度が自治体の運営の基本的かつ主要な事項として重要性を増している中、さらなる職員の意識改革を図ることはもちろんのこと、まちづくりにおける市民参加を確かなものとするために条例制定は必要である。
手段の妥当性 【目的を達成するための手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	■適切である □他の手法がある □民間等への委託等が可能である □民間等への一部委託が可能である	市民参加条例の制定は、それ自体、市民参加を推進する第一歩としての意味をもつことから、公募市民を含めての策定委員会をはじめ、市民意見募集手法をとりれながら幅広い市民論議を想定しての手段は妥当である。
受益者負担の必要性 【受益者負担が必要または可能である場合、具体的な方法等を理由等の欄に記入してください】	□受益者負担を求める必要がある □受益者負担を求めることは可能である ■受益者負担になじまない	
事業の有効性 【事務事業の社会的・経済的効果はどの程度ですか。効果の内容を具体的に記入してください】	■十分効果が期待できる □ある程度効果が期待できる □あまり効果が期待できない	条例制定により、市民参加の手続的保障、目指すべき地域社会の明確化、参加の制度的な安定性の確保などの意義･効果が考えられる。
事業の緊急性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから緊急度はどの程度ですか】	■高い □普通 □低い	地方分権が進む今日、各地で市民参加を制度化していく動きはますます加速化されていき、市民参加に根ざしたまちづくりは大きな時代の潮流と言える。今後の北広島市における市民参加を確かなものとするためにも事業の緊急性は高い。

【2次評価】　行財政構造改革推進本部の総合判定

判　　定	今後の方向性等
■実施する □見直しの上で実施する □実施時期を遅らせる □実施について再検討する □実施しない	行財政構造改革の推進方針のなかで、市民参加･協働の推進は重点項目となっており、市民と市が目的や課題を共有し、市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度として保障する市民参加制度の条例化は必要と考える。なお、条例の検討にあたっては、市民と協働で取り組むべきである。